

# 「いじめ環境」へのケアに関する考察

## - 「虐待環境としてのいじめ」の視点から -

鈴木庸裕（生活指導論）

### I. 問題の所在

90年代に入ってからはいじめによる子どもたちの自殺や神戸の小学生殺害事件、そしてあいつぐ中学生のナイフによる殺傷事件など、「アレル」「キレル」子どもたちへの対応は、大人の側の困惑に終始し、一様にしてその原因の解明よりも早急の対処に追われている。とりわけ黒磯市で1998年1月に起こったナイフ事件は全国の諸学校に「文部大臣緊急アピール（子どもたちへ）～ナイフを学校に持ち込むな～、～命の重さを知ってほしい～平成10年3月10日、文部大臣町村信孝」を通知せしめた。こうした通知は「いじめ撲滅キャンペーン」の際、同様に文部大臣名で出されたものに続くもので、「(前略)君たちに訴える。ナイフを持ち歩くのはもうやめよう。学校に持ってくるのはやけてほしい。君たちが明るく前を向いて行動してくれることを、切に願っている(後略)」というものであった。

当初異例とも言えるこうしたアピールはもはや子どもたちの「こころ」にはとどかない文書になってしまっている。学校・大人を介した言葉や文書1つで子どもたちの行動や感情が左右できる時代ではない。こうした対応において著しく欠けているのは、行為の規制と大人の願いがある子ども個人の責任や1つの行動規範のみを対象にし、問題を人々が意識化するために必要な環境の分析、個人と個人、個人と集団を橋渡しする環境(社会的文脈を含む)の明示がなされていない点である。

「いじめ」についてこれまでもさまざまな定義がなされてきたが、「いじめ環境」に関する定義は今もって不完全である。警察庁のいじめ定義は「単独または複数で、単独あるいは複数の特定

の人に対して、体に対する物理的攻撃、言語による脅し、いやがらせ、仲間はずれ、無視などの心理的圧迫を反復継続して加えることにより苦痛を与えること」であると、強者から弱者への抑圧という集団スケールをその特徴としている。一方、「権利侵害」の視点から抑圧や偏見、差別などの「構造的暴力」「異質排除」として定義づけがなされている。しかしいづれもいじめの行為に着目したスタンダードの定義であり、環境への迫り方に不十分さがある。そこでいじめ環境について論じていく上で、折出健二氏の次の定義から考えてみる。

「いじめとは、複数の行為者が何らかの抑圧された動機をもって、ある個人を遠ざけ、見下すのは正当だとの心理から、その個人を身体的あるいは精神的に攻撃して、人権を侵し、ひいては人格上の心の傷を負わせる行為である。」<sup>1)</sup>

いじめの加害者が何らかの「抑圧された動機」をもつ(もたざるをえない)ときの環境、そして見下し行為の「正当」化が発生する環境、心的外傷におよぶまでの環境、といくつかの文節化を通じて環境という面から検討する必要がある。同様に、いじめや不登校などその対処について多様な見解があるにもかかわらず、かといって共通に存在する問題、つまりそうした問題が起こる背景について、教育的あるいは心理学的解釈には問題が残されている。それは、社会分析の視点(新自由主義、能力主義、受験競争、消費文化問題など)と現実を示す個人分析(ストレスフル、養育、生育歴など)の定義との間にもう1つ、環境の定義を創設しなければならないからである<sup>2)</sup>。ケアの実態について治療的モデルや管理的モデル(問題抑制モデル)の域を越えない現状において、問題

とする指標の成立に着目し一定の環境に対する克服モデル、要するに予防的モデルの開発に資する定義が必要となる。それは現代の子どもたちがすでに不適切な生活状態に置かれているという認識をもとに出発しなくてはならないことと、その状態を分析するストラテジーを開発すること、そしてなによりもケアの具体化を教育・心理・医療・福祉等の専門職および地域市民の手によるケアプランとして策定していくためにほかならない。

何を以ていじめというのか。どんな尺度でいじめというのかについて、本論の目的は、その指標の持ち方によってこの指標を明確にする際に見るべき環境という問題に関するカテゴリーの構造を提起することにある。これは後述するように専門家主義の問題とも関わって、教育においてケアを考える場合の有効性と限界、そして医療や保健、福祉領域でのケアのもつ問題点やそれに対する内発的発展と切り結ぶ際の教育（成長発達、自己実現、自立）の視点の発展に寄与するものである。なお、教育におけるケアの意味内容（教育的ケア概念の所在）を明らかにする上で、これはすでに著した「教育的ケアをめぐる予備的考察—プロローグ—新たな教育実践への素描」<sup>39</sup>につづく本論部分として執筆したものであり、教育的ケアの視点から解ける問題と課題を残す問題を明らかにしつつ教育的ケアの構造化に向けた研究の一環である。主にここでは虐待環境としてのいじめの問題から迫ることとする。

## II. 虐待防止研究の視点から

### 1. AbuseとMaltreatment

子どもへの虐待については古くから認識されてきているが、ケアの対象としては1962年にアメリカの小児科医ケンブの報告に見られる「打撲児症候群」（殴打された子どもに見られる症候群）（battered child syndrome）からはじまる。ここでは打ち身や外的な傷が大人（親）の過失では

なく、故意に与えたものが少なくないという報告であった。こうした事例の報告が急増する中で、70年代にはいり不適切な養育や養育の怠慢、放置といったネグレクト、あるいは物理的暴力をとまなわないうまでも心理的な虐待、そして性的虐待などが子ども虐待として考えられるようになった。こうした経緯の中で明らかなことは殴打されたことによる子どもの心的な症状から虐待そのものが発生する状況と予防・防止（環境）に関心が移行している点である。現在、虐待やネグレクトの上位概念としてmaltreatment「不適切な関わり」が使われるようになっている。malは悪い、不完全（imperfect）であり酷使するという意味もあるが、ある正常・適切な状態になる可能性を含むことから広範な内容をもつ。その点でabuseの上位概念となるにふさわしいといえる。

虐待防止研究において当初、「打撲児症候群」についてケンブは「通常、親、里親（親権者—引用者）によって深刻な身体的虐待を受けた幼い子どもたちの臨床的状况を特徴づけているために、私たちが用いる用語である。放射線科医、整形外科医、小児科医ソーシャルワーカーによって、その状態は 認知されない外傷とも呼ばれてきた。それは子ども期の障害や死亡の重大な原因となるが、残念なことに認知されないことが多く、たとえ診断されたとしても医師がそのケースを適切な機関に通報することをためらったりして十分な対応が為されていない」<sup>40</sup>と指摘している。外傷に対する親の説明の不自然さというような臨床の所見と親からの実態話との大きなズレに診断上の特徴があらわれているのである。このような子どもの虐待をめぐる概念の変化は、つねに虐待という行為が生み出される人間理解のホリスティックな人々の対応に起因している。

アビューズとは、今日「虐待」として日本語の定訳となっているが、「アブ（ab）」「ユーズ（use）」に分割でき、いわばアブノーマルな使い方＝乱用という意味を持つ。「ab」にはラテン語の接頭辞としてfromという意味があることから正常から距離があるとなる。しかも、決して異常

なものではなく「正しくない使い方」<sup>5)</sup>ということが本来的な意味だといえる。child abuse とは子どもの虐待と直接訳すよりも「子どもの乱用」として裾野を広げた解釈が望ましい\*。

\* 虐待の臨床研究において、その他に母性剥奪症候群 (maternal deprivation syndrome) 家庭で適切な (自然な) 養育がなされないために身体発育不良や精神発達の遅れ、表情の乏しさ - 非器質的成長障害 (NOFT) などとの関連もある。親子心中のような子どもの殺害、乳児ゆさぶり症候群 (shaken baby syndrome)、代理によるミュンヒハウゼン症候群という母親が病気でない子に診察や治療を受けさせるために病院をめぐり歩く状態などがある。

さて、子どもの乱用 (濫用) とは、大人の関わり方の乱用である。「薬物乱用」という使用と同様、好ましくない薬物の使用ないし過剰な使用という言い方に即してみると、大人が子どもに関わる時に誤った関わり方がある。その時、何にこそ依拠して関わるのかといえ、子どもの要求や欲求である。

虐待とは子どもの要求や欲求に根ざすのではなく大人の欲求や要求に基づいて子どもに関わることでありと理解すべきである。「大人が子どもとの関係を子どものために使うのではなく、大人自身のために使っている状況」と定義できる<sup>6)</sup>。

こうしたことは虐待の予防や早期発見、治療にウェイトをかけていく場合、例えばケンプらがコロラド州で防止センターを立ち上げた72年以降、全米的な組織「子ども虐待・ネグレクトの全米対策センター (National Center on Child Abuse and Neglect/NCCAN) が連邦機関に設置され、発見予防・治療のための虐待防止プログラムづくりに着手されるようになってから、Child abuse から Child abuse and neglect という示し方に推移していることから認めることができる<sup>7)</sup>。殴打や性的いやがらせの範囲からネグレクトまで

の範囲に着目されるようになったことは、ある「不適切な状態におかれている」という側面を包含することによる。

この定義の拡張は、社会的階層の固定化 (貧困層) や攻撃的な衝動がためらいもなく出てしまう性格の構造的な欠陥として、当人の性格形成史 - 自分の親から受けた虐待の反復論に対してのアンチテーゼを活発化させることにもなる<sup>8)</sup>。

いま、ここまで言えることは、不適切な環境の克服において、行為から環境に目を向けるときに、虐待の世代間継承や生い立ちに問題を帰し個人の問題性のみ言及する言説に一定の歯止めをかけることができよう。そして親、教師、大人の個別な関係性のみならず大人社会 - 企業中心社会、学歴至上主義社会、消費 - 効率社会という範囲をも射程に入れることが可能になる。その意味で、虐待の可能性をもつあらゆる行為を環境として理解していくために、Abuse と Maltreatment をインテグレートする視点が浮かび上がってくる。

## 2. 虐待行為と虐待環境の区別

では、虐待の概念を行為概念と環境概念とに区別したとき、おのずとその後の方法論的命題も変化する。虐待の定義の分類から分析する際<sup>9)</sup>、ここでの分類の柱は誰が誰への関わりであるのかという点とそれぞれの定義が生み出すものが異なっていく。

### (A. 厚生省報告例記入要項)<sup>10)</sup>

#### 厚生省報告例記入要領における分類

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 身体的暴行              | — 外傷の残る暴行、あるいは生命に危険のある暴行<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● 外傷としては打撲傷、あざ (内出血)、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷など。</li> <li>● 生命に危険のある暴行とは首をしめる、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外に締め出す、一室に拘束するなど。</li> </ul> |
| (2) 保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト) | — 衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康状態を損なう放置とは栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生など。</li> </ul>  |

- (3) 性的暴行—親又は親に代わる保護者による性的暴行
  - (4) 心理的虐待—極端な心理的外傷を与えたと思われる行為
    - 心理的外傷とは、児童の不安・おびえ、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常など日常生活に支障をきたす精神症状が現れているもの。
  - (5) 登校拒否—家への閉じ込め
- (注) 1. 一般的に「登校禁止」は「ネグレクト」に含めて分類することが多い。  
 2. 「身体的暴行」と「性的暴行」をまとめて虐待で分類することもある。ただし、この場合でも小分類としては「身体的暴行」と「性的暴行」に分ける。

(B. 全国児童相談所における家庭内虐待調査における分類)<sup>19)</sup>

- 「全国児童相談所における家庭内虐待調査」における分類  
 (全国児童相談所会 平成8年度実施)
- 「家庭内虐待」とは、家庭内で、親又は養育者など(例:きょうだい、おじ、おば)が子どもに対して、身体的、精神的及び性的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことで、原則として反復、継続していること。
- 1 身体的虐待
 

身体に傷を負わせたり、生命に危険のあるような行為をすること(体罰や折檻が通常のしつけを逸脱している場合)

例 なぐる、ける、煙草の火をおしつけて火傷をさせる、監禁する 等
  - 2 不適切な保護ないし拒否
 

子どもの健康や発達に必要な衣食住の世話をしなかったり、病気やけがのときに必要な医療を受けさせなかったりする(世間一般の文化、衛生水準から著しくかけ離れた生活をしている場合)

例 棄児、置き去り  
 登校禁止(本人の意志に反して保護者の意図や都合で学校に行かせない)  
 栄養不良、極端な不潔 等
  - 3 性的虐待
 

性的いやがらせや性的関係を強要したりすること

例 子どもに性器を露出する、ポルノビデオを見せる、性行為の強要 等
  - 4 心理的虐待
 

始終非難、拒否、無視、脅迫、差別などにより心身の発達に問題を生じさせることまたはその怖れの大きい状態

例 ほめることをせず、嫌味ばかり言う(ことばによる暴力、無視)  
 盗みや万引きを強要する  
 宗教を強制する 等

(C. 国際子ども虐待常任委員会

—International Standing Committee on Child Abuse, ISCCA) の要約<sup>20)</sup>

A.1. Intrafamilial physical violence

- A.2. Intrafamilial child neglect
- A.3. Intrafamilial sexual abuse
- A.4. Intrafamilial psychological/emotional abuse
- A.5. Institutional maltreatment (施設における不適切な扱い)
- A.6. Extrafamilial exploitation of children (家族外の不適切な扱い)
  - (a)ポルノグラフィや売春、(b)子どもの労働の搾取

A.7. Other areas in which forms of extra-familial maltreatment may take place (家族外の不適切な扱いの型が生み出すその他の領域)、薬物やアルコール依存への誘発。マスメディアの刺激。子ども向けの広告。その他。

- 食糧—偏在による不足・飢餓。
  - 健康—最善と思えぬ食糧(母乳の代用品など)、高価すぎる薬品・医療の偏在。
  - 教育—不適合・不必要なコースと機会均等の不足
  - 住居—適切な住宅の供給不足、高層の問題遊び場の不足。
  - 収監—刑務所の選択不足・収監された親の子どもに対する配慮不足。
  - 紛争と戦争—殺人、苦悩、絶望。
- これらの定義の基礎(判断基準の基礎)

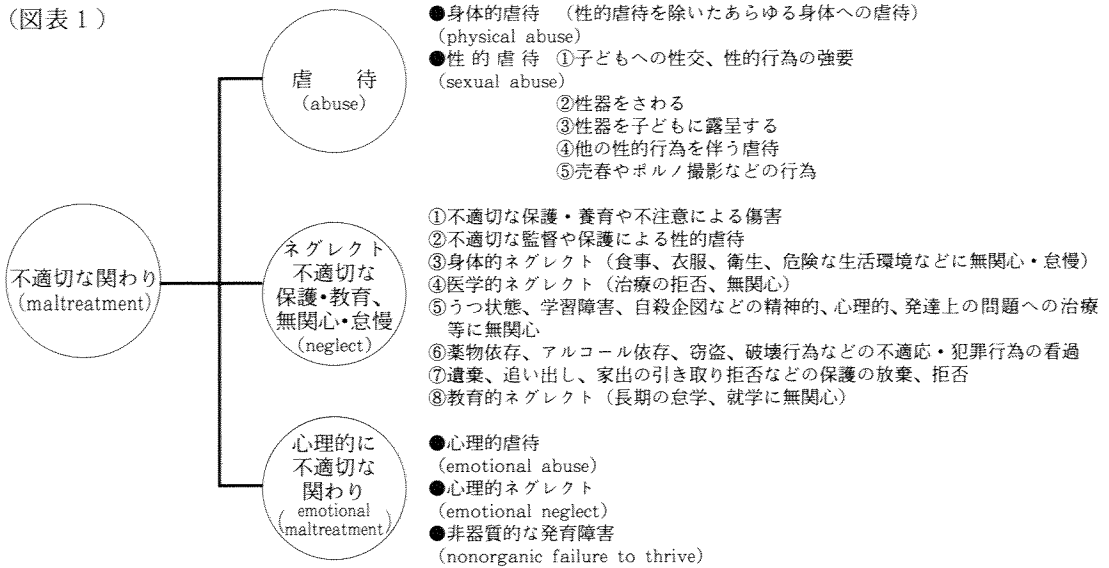
- (1)行為そのものよりもその動機に焦点をあてること。加害欲求、罰の行き過ぎや子どもの乱用、子どもの社会化、緊急予防などの愛情表現のためなのか。
- (2)暴力全般への態度、声なき集団としての子どもたちへの態度を現実的に評定すること。
- (3)子どもにあたえた身体的、精神的結果の有害の度合い。

(D. 日本総合愛育研究所)

Maltreatmentとの関係図(図表1に示す)<sup>21)</sup>。

- ①18歳未満の子どもに対する、
- ②おとな、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども(およそ15歳以上)による、

(図表 1)



- ③身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって、
- ④明らかに危険が予想されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態。<sup>64</sup>

以上、4つの定義とそこに付された事項を列記したが、虐待行為による構図と虐待環境を含み込んだ構図がある。それぞれの特徴を述べると、

Aは、注書きの表現からもわかるように、物理的な暴力や搾取による事実の認定に関わるものが虐待であり、その付随領域としてネグレクトないし心理的暴力が位置しており、これは児童相談所などでの記録(ケースレコード)や異議申し立て手続きを想定している。とくに学校に行かせない項目は通報義務のある学校や関係者の客観的な認識にもとづく行為が主たる対象になっている。

次にBは、家庭という密室でなされる虐待行為あるいは親や養育者という加害対象の規程である。その上で、家庭の社会的文化的水準や衛生水準の程度に観点がある。そのため、家庭への介入方法に一定の制御が働くことになる。

Cは、東京の子ども虐待防止センターや近年の各地のセンター、協議会、研究会の参考となっ

ているものであるが、多くの場合、A.4.までの項目が紹介・啓蒙されている。もともと家庭および家庭環境での行為であることが前提になっているためでもあるが、家庭と家庭外でみると、家庭外への観点が「環境」という図式にならないともいえない。しかし、このISCCAは世界的な規模で子どもの虐待問題の解決にとりくむため国際児童福祉連合(International Union for Child Welfare、IUCW)に、1920年以来事務局を設置し、ユネスコやユニセフと連携するNPOである点から後述する「子どもの権利条約」とのつながりから環境への理解という点で示唆をもっている。性的搾取、食糧、健康、住居、紛争に並んで教育における不適合性について言及していることに着目できる。

Dは上述までとは異なり、15歳以上の年齢による虐待(きょうだいによるものから当面、想定されてはいるが)を対象とし、家庭内の虐待から児童福祉施設内、学校内(教師の生徒へ、生徒間)を含みこむことになる。そのことによりいっそう家庭という枠組みや援助職の関わり方の広がり前提とすることが可能になっている。この定義は、とりわけ90年代以降の関係者の実務的感覚や地域横断的なネットワーク化の中で必然的に生じたものであると想定できる<sup>65</sup>。

以上のような分類方法は、おのずと問題解決前

後の対応が異なってくる。その要因は虐待をめぐる関係者の認識や社会的な認知の歴史的社会的背景によると考えられるが、基本的には他者に対する関わり方の部分に環境としての問題が浮かび上がってくる。

つまり、子ども虐待は身体的な傷害を加えることや性的ないやがらせとともに、適切なケアを与えることを怠ったり、子どもへの愛情や受容を奪ってしまうことを意味し、身体的虐待と性的虐待、情緒的虐待、ネグレクトなどを指している。虐待についてステロタイプ的に行為の理解から迫ると、行為の結果からその解決方法を立ち上げさせることになり、問題化の時点によって行為を評定することになる。医療機関での身体的な暴行の痕から警察や児童相談所への通報を通して家庭での養育問題がはじめてあつかわれる。しかし、次のケースのように問題化を認定する前に起こった問題の解決部分から発見されることも少なくない。児童相談所のケースでは、虐待の事実は子どもの「深夜徘徊」や「非行」を介して処遇に切り替える場合の方が多い。虐待の発見におよぶ経緯がこうした形でしかなされない問題はあるが、子どもの家出から子どもへの家庭での虐待が発見される場合を例に取ると、そのケースは養父による虐待や実母への脅迫から母子で家を出て身を隠し、離婚や養父との養子縁組解消まで話が出る中、実母の態度が曖昧になり夫の元へ帰り、そこで母子関係の修復を図るために養護施設へ処置されることになった。そのため、家出による警察の保護、児童相談所での一時保護（子どもの保護）から母子相談や女性センターでの一時保護（母子の保護）、これらを経て施設入所という（子どもの再保護）という経過を辿っている。こうしたケースは明らかに問題化の時点が子どもの養育環境になっているのである。

何をもちて虐待というのか。とりわけ心理的虐待、情緒的虐待、放任などについていかなる指標を持ち得るのかは、この指標を明確にする際の環境という問題について次のような仮説を提起しなければならない。

それは、

「不適切な関わり」が生み出す環境、と  
「不適切な関わり」を生み出す環境、との差異である。

ともに相互的作用があるものの、前者は子どもの人間的尊厳を侵害するような強制力の行使としての環境であり、後者は虐待行為者の意図に関わらず結果として、力関係を背景とした人権侵害としての環境である。

これらを「いじめ環境」からみると、後者のような環境に対する問題解決、つまり子ども間で子どもが他の子どもを保護するという発想の重要性があげられる（自治のある環境）。

したがって、いじめ環境として子ども間の不適切な関わりを生み出すものにこそが不適切な環境といえるのではないだろうか。その点で、いじめ問題についての克服に対して「不適切な関わり」という概念の有効性がある。

### 3. 虐待環境と家族へのケア

虐待研究において環境に直結する重要な視点として家族へのケアの問題がある。

虐待へのケアを考えていく上で、「大人が自分の要求を満たすために、子どもが親の欲求を満たす」という関係を先に述べたが、欲求の充足つまり「言い訳」（自己の正当化）として、「自分の子ども時代、こうして育てられた」「これぐらいの折檻は自分も受けたので、我が子にしつけとして与えることに問題はない」という反応が多い。一方で「自分の行動が大人の期待にあっているのか」をさぐる子ども自身の姿がある。自分に悪いところがあるから親が虐待するのだと考えていないと自分のよりそうところを失ってしまう、そういった恐ろしさからの状況がある。しかしこうした背景には、「手の掛からなかった子」ではなく大人が「手をかけなかった子」の存在がある。育児ストレスや育児疲労による子ども虐待の事例研究やそこからの問題提起には子どもの成長を急ぐあまり「まだおむつが取れないのか」というように発

達に対する欲求水準の高さや低体重児（未熟児という用語は使用しない）ゆえに保育器にはいり母子の初期関係が薄いこと、障害を持って生まれてきたこと、腹違い、レイプなどの要因などがあげられてきた。

子どもの虐待防止センター（東京）の報告では、虐待には軽度、中度、重度というような分類が見られるという。これは子どもの発達への影響の深刻さによって区分される<sup>98</sup>。

しつけの域を越えているという虐待として、日本では年間の電話相談・通告が1万8千件にのぼると言われる。その中で、8割が虐待者（母親）からのもので、2割が第三者からのものである。その虐待者の8割のうち、約1割はクライシスイントベンションの必要性があるとまとめている。本人が電話をかけてくるのだから大丈夫ではないかとの見解もあるが、育児不安で「こんなにづらいことなのか、どうして私にここまででこずらせるのか」と育てにくい子どもをもった親という感覚が存在する。こうしたいわば子どもへの怒りの反面、うまく子どもを育てることができないという親業への自信喪失や「自分はどうしようもない母親だ。こんな母親ではまわりに認められない」というきまじめさがある。

さて、重症度については概ね4つの段階を想定している。

まず、「生命の危険あり」では子どもの生命の危険があり得る危惧するもので、特に身体的暴力によって生命に危険のある外傷を受ける可能性のある場合とされる。親が「殺したい」と自己制御が効かないことを訴えたり過去に虐待歴があって再発の可能性がある、乳幼児の脱水症や重度慢性疾患の放置などがこれにあたる。

「重度虐待」は、すぐには生命の危険がないものの、現在、子どもの健康や成長や発達に重大な影響を生み出しているかその可能性があるもので、他者の介入を必要とするもの。生存に必要な衣食住が与えられていないことや親のサディステックな行為で親が楽しんでいるようなもの。

「中度虐待」とは入院等を要しないが長期に子

どもへの人格形成に重い問題が危惧されるもので、他者が介入しないと自然の経過では改善が見込まれないもの。虐待そのものは軽度であっても、生活環境や育児条件が極度に不良なために今後の虐待が増す危険性のあるもの。多問題家族、夫婦の関係が険悪で子どもに影響がでている。乳幼児を長時間大人のいない空間においておくことなど。

「軽度虐待」は、暴力などの虐待があり、周囲の者が虐待と感じている。一定の制御があり、一時的なものであり、親への相談を必要とするもの。自己制御なく叩いたあと、自己反省や自己報告をおこなうものが多い。

最後に、「虐待の危惧あり」は、暴力やネグレクト行為はないが、叩いてしまいそう、世話したくないなどの表情表現がある<sup>99</sup>。

以上のことから虐待の環境的視点を指し示す指標は、つまりケアの特性は中間者の介入の状況にあると見ることができる。そう根拠づけることができるのはケアの特性のうち「ケアはチームを有する」ことと、「ケアには中間組織が必要になる」ことの実証になる。

本来的に虐待行為とは、一時的であれ子どもを世話している人の関与であることである。どの程度の虐待行為であるのか。例えば1回叩くとしつけだが10回叩くと虐待になるという指標はナンセンスである。また、「非行の裏には虐待がある」。これは良識派にとっても説得力のある見解のようにみえる。なぜなら虐待環境ゆえに攻撃性の源として説明的見解としてはわかりやすいからである。しかしながらこれまでの社会貧困説と同様、世代間連鎖・継承を温存する対処療法的なモデルを文化として築くものになってしまいかねない。すなわち、子どもの心身に傷をつけずこやかな成長と発達を損なう行為をすべて虐待と認識していく必要がある。そこに環境という考え方の基盤が生まれてくる。

実際、不適切な人間関係を営んできた故に不適切な関係しか行動できないという見方<sup>100</sup>、あえて大人がいやがることでしか大人に関われない子どもの存在、つまりdifficult childという考え方も

ある。その中で、子どもとは親や養育者から愛護されて細やかな愛情を持って世話を受けることが当たり前となっている、つまりこれは子どもは親の従属物であるという考え方の温存であることに他ならないという問題について吟味は必要であろう。

#### 4. 「子どもの権利条約」にみる環境問題

では虐待防止を法的に根拠づける「子どもの権利条約」が環境にどうふれているか。まず、虐待防止の日本における経緯について概観する。

戦前のこの法律は以下に示すように、安価な労働力としての子どもの扱いになっている。1933年の児童虐待防止法は、不況や凶作などの絶対的な貧困と家長的家族主義による子どもの私物化、私物的我が子観により、過度な労働や奴隷的扱い、売春婦に売り飛ばしたり、徒弟修行を名目とした年季奉公など、まさしく親あるいは雇い主らのこうした行為が権利があるかのように位置づけられていた。欧米でも子どもの安価な労働力が社会発展に寄与しているとさえ賞賛する状況にあった。

この法律から読みとれることは、児童虐待防止法（1933年3月31日）：「児童ヲ保護スベキ責任アル者児童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ触ルル虞アル場合」<sup>98</sup>として児童の保護にあるべき者が訓戒や「児童ノ監護」および養育の委託を義務つけている。この条項は戦後1947年制定の児童福祉法第28条に引き継がれ、25条にある「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者」<sup>99</sup>とある。なお、先の児童虐待防止法はその周辺に「児童虐待防止法第七条に依ル業務及行為ノ種類指定ノ件」（同年8月2日）、「同施行ニ関スル件依頼通牒」（同）、工場法（明治44年3月28日）と対応するところから虐待の性格は児童の労働に関わる法令を第一義に尊重する結果となる。禁止事項は第34条に引き継がれたように人身売買や棄児と理解されている。

近年の虐待防止の問題化は、「子どもの権利条

約」の存在をよりどころとしているといつてよい。養護施設や児童相談所などの関係者に問題意識は一定あったものの、社会的な対応が進んだのは子どもの権利条約の批准・発効の影響が大きいと言えよう。以下、ユネスコ訳より検討する。

#### 第19条（親による虐待・放置・搾取等からの保護）

1. 締約国は（両）親、法定保護者または子どもの養育をする者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上の措置をとる。

2. 当該保護措置は、適当な場合には、子どもおよび子どもの養育をする者に必要な援助を与える社会計画の確立のため、ならびに、その他の形態の予防のため、上記の子どもの不当な取扱いについての実例の報告、報告、照会、調査、処理および追跡調査のため、および適当な場合には司法的関与のための効果的な手続を含む。

この19条について、「性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するために」という部分で、原案では「性的な虐待もしくは搾取もしくはは不当な扱い（sexual abuse or exploitation or maltreatment）」とあり、sexualがabuse以外にexploitationにもmaltreatmentにもかかる表現であった。しかし、現行規定ではmaltreatment or exploitation including sexual abuseと修正された経緯がある<sup>99</sup>。これは虐待が性的な搾取の部分に比重が置かれるのではなく、その他の障害や放置、怠慢な取扱いと同列に把握することによって従来の認識を再編するものになっているといえる。しかも援助を与える「社会計画」の確立と虐待の早期発見や報告、調査に司法機関の手続きを明確にすることによって、いっそう放置や怠慢への課題性を際だたすことになった。



**第20条（家庭環境を奪われた児童の養護）**

1. 一時的もしくは恒常的に家庭環境を奪われた子ども、または子どもの最善の利益に従えばその環境にとどまることが容認されない子どもは、国によって与えられた特別な保護および援助を受ける資格を有する。

この20条においては、「家庭環境」について親の監護がその表現にあてられていたが、family environmentに経緯した。この背景には親が刑罰や行政的な措置によって子どもの養育ができない場合のみならず、子どもの養育環境を奪うさまざまな要因を含めて家庭の環境剥奪の状態をとらえたためである。

**第34条（性的搾取・虐待からの保護）**

締約国はあらゆる形態の性的搾取および性的虐待から子どもを保護することを約束する。これらの目的のため、締約国は、特に次のことを防止するためのあらゆる適当な国内、二国間および数国間の措置をとる。

(a) 何らかの不当な性的行為に従事するよう子どもを勧誘または強制すること。

(b) 売春または他の不当な性的行為に子どもを搾取的に使用すること。

(c) ポルノ的な実演、または題材に子どもを搾取的に使用すること。

この34条は先に見たように、明治の児童虐待防止法とそれを引き継いだ児童福祉法の34条と重なる部分がある。子どもを搾取る商業的消費的行為を虐待の枠組みの中に位置づけることによって、消費文化に埋もれる子どもの人権、尊厳の保障に大きく貢献することにつながる。

**第39条（犠牲になった子どもの心身回復と社会復帰）**

締約国は、あらゆる形態の放任、搾取または他のあらゆる形態の残虐な、非人道的なも

しくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰の犠牲になった子ども、あるいは、武力紛争の犠牲になった子どもが身体的および心理的回復ならびに社会的復帰することを促進するためにあらゆる適当な措置をとる。当該回復および復帰は、子どもの健康、自尊心および尊厳を育くむ環境の中で行われる。

「子どもの権利条約」では、子どもの尊厳や自尊心に言及している。第39条のように回復への環境の内実これらを表明している。これは、「環境」の用語法として虐待環境にアンチ環境を設定していることから、子ども自身の内発的な感情や行動、エンパワーを環境の根拠とする視点を持っていることになる。

また、親や養育者と子どもとの個別なケアのみならず、例えば母子ともどもの保護に関与する積極性を提起している。これを、いじめ環境の問題にかかわって考えてみると、生徒-教師をとものにくった保護という考え方に大きく踏み出し得るといえる。

**5. 環境への着目からみた課題**

以上のことから、虐待をめぐる環境への着目が示していることは何であるのか。3つの観点から整理する。

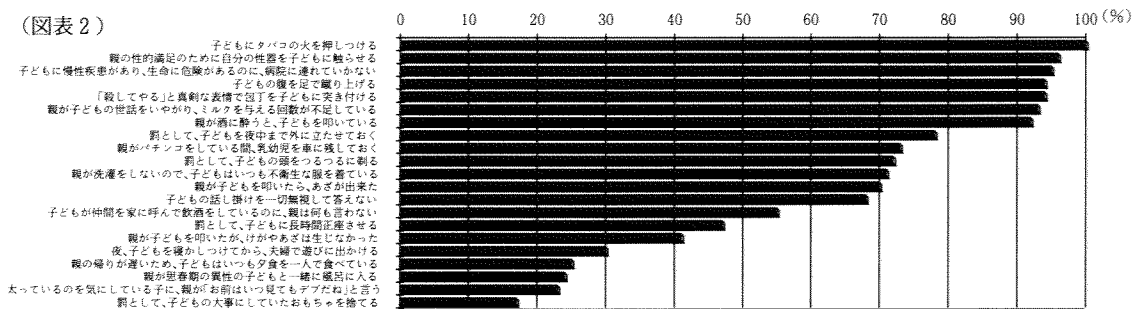
第1に、いかなる行為に虐待としての認識がありその程度がどうなっているのか。つまり、虐待としての行為への認識のあり方が環境把握に影響を及ぼすという点である。そこで、1例として児童相談所職員を対象にした「子どもの不適切な関わりに対する意識」（ビネット-想定事例分調査）を見てみる<sup>28</sup>。

まず、「記された行為を虐待や放置だと思えますか」の問いで、「虐待放置の疑いがある」「虐待、放置である」をあわせた回答の割合の高い者から並び替えたものが図表2である。上位には生命の危機や外傷を伴うものが多く、ネグレクトと結びつく心理的虐待については「殺してやると包丁を

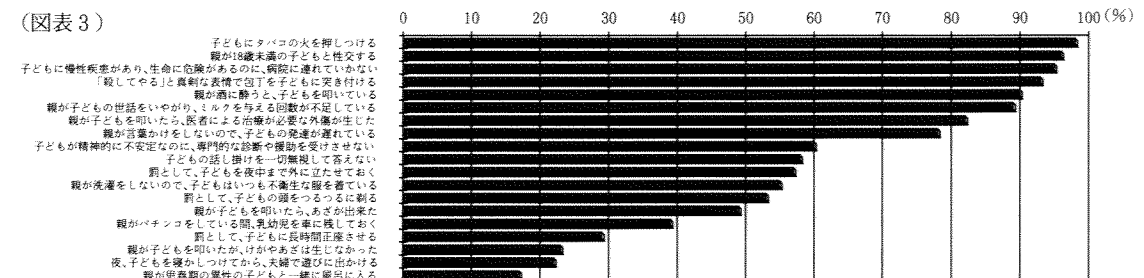
突きつける」ような行為のみが上位に属するだけになっている。心理的に子どもに傷を付けると考えられる子どもの話掛けを無視したり、太っている子どもに平気で親が「デブ」というようなこと、あるいは子どもの飲酒に親が何も言わないという放任は中位から下位にわたっている。とりわけ罰として子どもの大事にしているものを捨ててしまう行為はこのベネットの中ではもっとも下位にある。この調査者はまた「親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる」という欧米では典型的な性的虐待に対して意識が低いことを強調している。

同様に「児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか」の問いに「たぶん必要」「必要」と回答したものと見ると図表3のようになっている。図表2と比べると上位と下位ではおおた重なっているが親がパチンコをしている間乳幼児を車に放置したり、子どもを叩いたらあざができた、罰として夜中まで子どもを外に立たせておいたりといったものがこの問いでは大きく減少している。また「罰として」という問いには家庭でのしつけか虐待かというところで通報への抵抗や迷いがあると見られると述べている。ただし、この調査で子どもが精神的に不安定なのに専門的な診断や援助を受けさせなかったり、とくに乳幼児期の養育方法のおかしさ、親が話しかけ

(図表2)



(図表3)



をしないので子どもの発達が遅れているというベネットに対して関係機関への通報を重視していく傾向が見られる。これは社会的な専門サービスからの介入の必要性や従来家庭養育の範疇と見られていたものこそへの着目が進んできているあらわれだといえる。この調査結果から読みとれることは心理的な虐待やネグレクトに対する認識や家庭のしつけと虐待との判別、そしてそれらへの公的な介入の消極性である。

このように虐待行為の規定があいまいであるがために、環境の特定が困難になるのである。

第2に、子どもへの不適切な関わりに関するチームワーク論のあり方である。医師、福祉事務所職員・ケースワーカー、児童相談所職員、司法関係者、学校・教師、民生委員などの機関・個人のチームワークの重要性はいうまでもないが、一方、そのチームワークのあり方に次のような意識化を迫っている。あえて強調していうと、専門職チームワークや行政的管轄別チームワークあるいは規範的な問題解決型チームワークの問題点である。小児科医坂井聖二氏は、「子供の虐待と放置のケースは、専門家の方向づけ、訓練、技術、実践方法の異なる、多職種の人々が協力して取り扱われる必要がある」という。また「医師は、医学とは異なった原理と仮説を基礎に行動し、忠告する専門家た

ちの意見や方向づけを尊重し、承認しなければなりません。多職種が強調して対応することが、子供の虐待への介入を成功させるために欠かせません<sup>26)</sup>と述べている。虐待や養育不全からくるネグレクトは複雑な原因から引き起こされた家族機能不全の1つの徴候であるという理解から、しばしば関係するスタッフが相手家族の属している集団（貧困、両親の有無、生育歴など）から社会的、文化的、経済的に疎遠であるようなとき、虐待家族の行為や感情を文化的に解釈してしまうことがある。そのことによって、逆に偶然の事故を虐待と判断したり子どもの発育不全をネグレクトと診断したり、その家族の状況を批判的な目で見えてしまうことがある。しかも、虐待を扱うときに子どもの親の精神病理性に目が奪われることもあり、なんといいても子どもの症状の重い軽いという尺度で家庭環境の問題を払拭する見通しとはイコールではないことがある。

また、虐待のケースはそこに関わる人間の冷静な判断力や正常な情動を時として妨げてしまうほどの強烈な印象や感情反応を関係者に引き起こすことがある。

したがって、専門職によるチームワークのあり方が原因となって、課題克服上の問題や見通しの直線化が起こるという点につねに自省的であらねばならない。

そして第3に、子ども－親（大人）を一体とした環境把握の必要性である。

環境というとらえ方から見えものの一つに上述したチームワーク論があるが、子ども虐待問題の「医療対象化」は家族に対する専門家の介入により、家族のとらえ方をその家族自身において自己崩壊させかねない。ここで環境を論じることは多様な専門家や当事者間の関わりをしてはじめて介入が成立することを前提とするが、家族や子どもの生活世界の保障に支障をきたしたり、自前の家族像や子ども社会の喪失につながる点に留意しなければならない。つまり、保護をしてから介入するという視点である。これはいじめ問題へのアプローチとしても不可欠であるが、環境の問題だけ

らこそ環境の変容を目指した生活圏の動向を不可欠な要素にして検討する必要がある<sup>26)</sup>。

虐待家庭への介入において個人の行為や処遇への介入において関わるサービス機関の判断がその介入の責任となる。しかし、子ども－親（大人）を一体として見た場合、そこへの介入は環境への介入であり、いかなる責任で介入が認められるのか。それは地域に責任を持つという点である。

以上、虐待研究やネットワーク実践の現状を踏まえて、次にいじめ環境へのケアに関する課題を見ていくことにする。

### Ⅲ. 学校における「いじめ環境」へのケア

#### 1. いじめと児童虐待のもつ類似性と独自性

これまでに扱ってきた文献等いずれを見ても、いじめ問題と虐待問題を同じステージで論じることが問題であるという見解である。こうした人権侵害の行為にとって、家庭という子どもの逃げ場のないことが前提となっている。そして、高度な専門知識や技能の対象であるかどうかという判断意識もある。やや、虐待は家庭、いじめは学校や職場といういわばゲメインシャフトとゲゼルシャフトによる区分化もあるが、改めていうまでもなく子どもの成長発達に責任を持つというところでは共通であり、分離が生まれているのは学校と家庭との分離や行政対応の縦割り状態が本質的な区分化になっているからではないだろうか。その意味で、学校での不適当な教育環境としてのいじめは虐待であると再定義することができよう。

#### 2. インケアとしての学校

学校（あるいは広く教育の場ととらえると職場）もケアという営みをもつ。学校の「温室」的機能をいうにおよばず、学校は悪い環境から子どもを離すという点で、そもそもインケアの空間であり、児童保護施設との機能的同一性が認められる。そうすると学校における福祉的機能の回復と発展を

構築する上で、ケアの対象としてのいじめ問題についていくつかの観点が現れる。いじめ問題に切り込んでいくと、教師の子ども虐待の問題、虐待をめぐる学校と家庭、学校と地域、学校とケア専門職関係者・機関との連携について考えることができる。

しかしながら、インケアとはある施設空間によって子どもを保護することである。いま養護施設を例にとると、施設に収容（処遇）することから里親やグループホーム（相互自立グループやピアカウンセリングの空間を含む）へヒューマンケアサービスの転換が図られはじめている。コミュニティ・ベース・ケア（community based care）というとらえ方への志向である<sup>8)</sup>。段階論でや社会的要請としてこうした学校のインケア化と学校のコミュニティ・ケア化の両義性を問うとき、まず学校の基本的スタンスは次のようになる。

第1に教師の子ども虐待には直接的な暴力一罰以上に、子どもたちへのネグレクトがいっそう深刻な状況にある。授業についていけない子どもや友だち関係においてトラブルを抱える子ども、教師、親、大人に意見表明できないあるいはやりたいけどどうしていいかわからない、自己を表現する自信や勇気がわかない。こうした状況の放置もネグレクトとして子どもへの不適切な大人の関わりと認識するべきであろう。この点についてはケアする立場による者の不適切な関わりという理解から虐待という観点を落とすことはできず、いじめは「ただの暴力や攻撃ではない」「大人が子どもを保護する」「子どもの時代を保障する」

という直線的なつながりだけでは見ることができないことも確認する必要がある。

第2には、子どもの家庭環境あるいは地域環境へのアドボカシーの問題である。ここでは特に子ども虐待への学校からの通報についてである。

子ども虐待の通報をめぐる教師の職務性については次に述べるが、現実には教師が虐待の第1通報者になる場合が近年増加している。栃木県小児虐待防止ネットワークの調査によれば<sup>9)</sup>、最初に虐待を疑った機関として図表4の結果が出た。この調査（1996年）は栃木県内の946の施設（諸相談所、県市町村の福祉・保健機関、保育所・幼稚園、病院・診療所）を対象としているため最初に虐待を疑った機関での学校という位置はそこからの通報や相談であり具体的な経緯については不明確であるが、パーセンテージにすると10%になる。日常子どもの送り迎えなどで親と保育者が出会う機会の多い保育所での発見が18%、市町村の保健婦（乳幼児検診などを含む）によるものが17%、病院16%、福祉事務所が13%と、学校のもつ役割は決して少なくない。

まだまだこうした件数には潜在性を帯びていることは関係者の中では周知であるが、今後スクールポリス的ではない学校の対応をふまえた上で、対応がプログラム化されねばならない。

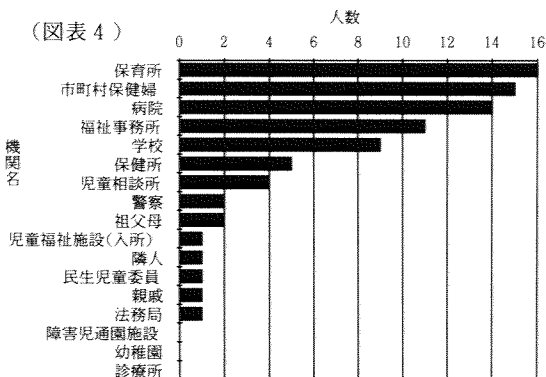
ではその場合の学校の発見について、虐待防止マニュアルからその特徴を見てみる。

現在、虐待防止マニュアルとして比較的一定の体裁を整えた柳澤正義監修による『子ども虐待—その発見と初期対応』<sup>10)</sup>によれば学校の「初期対応フローチャート」を下図（図表5）のように示している。

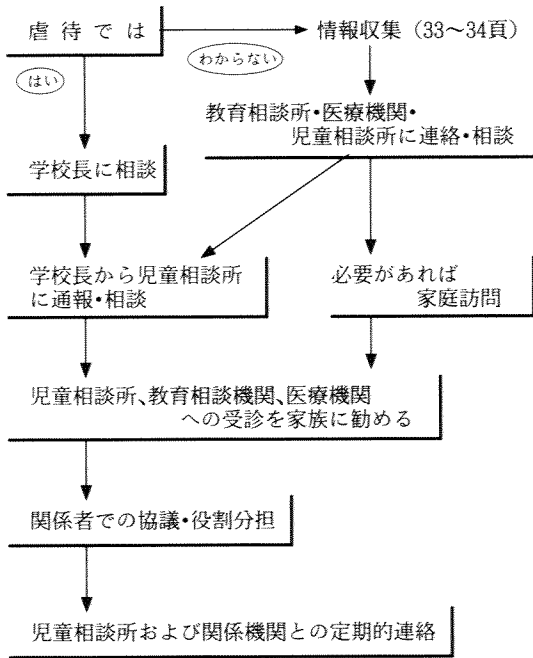
このフローチャートと比較する上で、保育所幼稚園のものを以下に示す（図表6）。

この比較から見ても明らかのように、学校のスタッフ間の連携の影に、学校内のヒエラルヒーが大きく反映している。発見者の自己判断や自己決定、咄嗟の対応にたいする外部とのパイプが希薄なため、内部処理的な組織制御作用が前面に出る危険性がある。その点、保育園や幼稚園は日常的

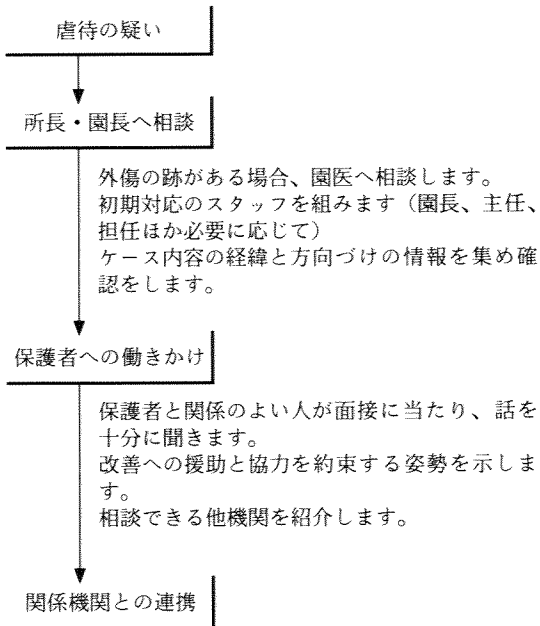
（図表4）



(図表5) 初期対応のフローチャート



(図表6) 初期対応のフローチャート



児童相談所、保健所（保健センター）などの協力体制をつくります。  
ネグレクトのケースは、保健婦との協力体制の下での保育所、幼稚園の対応によりかなりの効果を期待できます。

な保護者とのフェイストゥーフェイスのスタイルや職場規模、管理者の意識に反映されている。これは乳幼児期の子どもの発達・成長への考慮と児童期思春期でのそれへの配慮の違いがあるものの、そうしたことを正当化する職員の「すくみ」の部分に着目すべき事柄が多くある。

### 3. 教師の職務性

上述の課題の中で、大人にとって通報が義務づけられている。その法的根拠は児童福祉法第25条（要保護児童発見者の通告義務）にある。

「保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない（以下略）」。

文面からもわかるように、この通告を怠ったからといって罰則規定はない。

しかし、この部分への取り組み方としてカナダの児童家庭支援センターの実践を例に挙げて考察する<sup>8)</sup>。これは児童家族サービス法に依って、以下の者は専門職として報告の義務を負うことを明記したものである。

- 医師・看護婦（士）、歯科医、薬剤師、臨床心理士を含むヘルス・ケア専門職
- 教師及び学校長
- ソーシャルワーカーおよびファミリーカウンセラー
- 牧師、ユダヤ教のラビ、他の宗教の聖職者
- 保育者、保育園の管理者
- ユース・ワーカーやレクリエーション・ワーカー（ボランティアは含まない）
- 警官、保安官、検死官
- 弁護士
- サービス提供者とその雇用者
- 子どもに関する専門職あるいは公的な職業にあるいかなる者

なお、オンタリオではこうした専門職が疑わし

いものについて報告を怠った場合、1000カナダドル以上の罰金が課せられることを付言している。一方日本の場合、「民事不介入」の司法行政の発想が強いこと、各機関が業績づくりのために通告件数を増やすことによる弊害、通告義務を怠ったと評価されることを恐れた行動から生まれる当事者とのトラブルなど、概して消極的な対応がすくなくない。

その際重要なのはこのシステムにおいて明らかに学校教員には通告義務者として専門職という位置づけがある。先の図表5に示したように、日本の場合、虐待の発見→通告のプロセスに発見者個人の責任より学校組織の判断が優先する。受理機関への申し立てや相談も個々の学校の責任者(校長)を介し、同時にその間の状況について欠落している。これはこうしたマニュアルの作成者に教育関係者の介在が乏しいことにもよるが、根本的にはおとなとしての発見通告義務の論理が成立していないことによる。

同様にいじめの発見についても、「子どものことには首を突っ込まない」という考え方は、教師の専門職性と責任の所在との関係であり、これらを権利問題の扱う教師の専門職性を改めて構造化する必要がある。

#### 4. コミュニティ・ヒューマンサービスとしての学校

しかしながら、学校が通告義務を現状追認的に発動することへ危惧せざるを得ない側面もある。しつけに対する学校を通じた公的介入のアンバランスに看過できない問題が生じてくるためである。しかも、いじめ問題が親や子ども自身の生育歴に起因するような見解を全面に押し出す結果となる。ゆえに学校関係者の家庭介入に足がすくむのは、学級集団の担任という職務性もあるが、学校は初期発見と同時に社会的自立への働きかけという治療教育的側面をもつことへの専門職性があるためである。

したがって、家庭への介入が地域教育の責任で

おこなうものという発想が重要になる<sup>99</sup>。子どもの思いをありのままに受け取り、子どもの権利を擁護、代弁する機能をコミュニティから導いていくこと、これは在宅児童ケアサービスインケアとしての学校の機能としていくことにもなる。つまり、インケアの問題点をコミュニティケアの視点から解明していくプロセスが問われているとあってよい<sup>99</sup>。

### IV. 小括—いじめ環境の克服

#### 1. いじめ問題の「社会問題化」

これまで述べてきたように、いじめ問題を虐待環境の克服、予防、早期発見、初期対応などから子どもたちへのケアをつかんでいくと、克服の筋道のみならず「いじめ環境」への実践的指標を発見できる。いじめを生み出すあるいはいじめ克服の切り口という視点からは、子どもへの「不適切な関わり」から生まれてくる環境をあらゆる面で検討対象とすることが浮かび上がってくる。そして、教師・大人の「不適切な関わり」としてのネグレクトによる子どもたちの状態が生み出す「いじめ環境」の存在を改めて提起できる。

その上で、ケアへの視点を深める要因について幾点かを論じる。

その1つがいじめや虐待の「社会問題化」にかかわる現実への提起である。

ここでとりあげた「環境」という意味には、この問題が社会問題化していることを1つの前提にしているが、この社会問題になるということは社会全体で問題解決するという方向性での広い範囲の人間の合意があるということを含む必要がある。つまり「社会問題化」としてある事象を問題ととらえられるにはそのことを生み出している背景があることを同時に示し追求素材とする。このようにとらえると、「社会問題になっている」という考え方はただある事柄を並べ立てるだけのものではない。救済しうる者を公的な活動を通じて救済していくこと、そしてそれがコミュニティの社会的

責任になっていることを明確にする概念であるといえる。いじめ問題が本当に社会問題になっているのかという点で、関係者（機関）横断的で地域横断的そして世代横断的な取り組みへの着目そのものが急がれる。その際、いじめ問題についてはネグレクトの部分への日常的な着目が重要になる。

## 2. いじめ環境へのケア

また、いじめをしてしまうかもしれない個人と個人－集団の構図（呪縛）から一緒に離れていく子ども仲間や教師・大人の存在を1つのシステム（自治的集団の再編）として考えていく上で、いじめへの初期対応などのフローチャートづくりやその流れのプロセスを実践的に明らかにする方法論が生まれる。その時、いじめ防止においてそれに携わる専門家や大人も問題克服に際して大きな環境であり、環境として専門家・大人もその責任を免れない要因であることの解明にもつながる。とくに子どもたちの学校や家庭での「安全」を保障した後（保護した後）のケアについての課題は残る。

## 3. いじめ環境の分類（試案）

身体的環境－暴力、攻撃による身体的異変、検診歴の不明確さ、年齢発達段階の無視

接触的環境－身体的距離感への介入、性的搾取（ジェンダーを含む）

対話的環境－無視、会話の欠如・未成立

情緒的環境－孤立感、無力感、

放置環境－学習上の放置、反・非社会的行動の放置、一貫的援助・指導の欠如  
組織環境－関係機関との不連携、組織防衛、保護者との連携欠如、スタッフ間の合意不成立

養育支援環境－子育ての不協同

制度整備環境－異議申立機関の欠如ないし不明確さ、連携機関の不足、諸手続き

の未周知

援助者環境－主観的解釈、抱え込み、自己判断・自己決定権の希薄さ

## 4. 個人・家族のプライバシー問題

個人間や家庭への介入（インターベンション）についてその責任の所在はその地域にあることをいかに合意形成していくのかという問題がある。コミュニティケアとしてのいじめ克服という問題設定において、地域における子育ての社会化とその地域での「在宅児童福祉」の理念をいかに結合していくのか。両者のズレに気づき、教育と福祉をつなぐ教師の専門性と、そのズレに協同で検討を加える保護者との連携をいかに築いていくのが今後いっそう問われてくる<sup>20</sup>。これは当事者個人ないし家庭のプライバシーと子どもの権利・生命の保護との関係という次元からも追求する必要がある。（1998年4月30日受理）

### <注・参考文献>

- (1) 折出健二：子育て・教育・とも育ち－いじめ克服と自立、中日新聞本社、1996、p.26。
- (2) 「水平暴力論」等の分析に含め、今後子どもたちの「アレル」「キレル」状況は、今日的ないじめの第2段階という認識の必要性を感じる。なぜなら、とりわけ「キレル」衝動での感情のアンバランスは「標的」となる他者の存在を認めない行動だからである。
- (3) 拙稿：教育的ケアをめぐる予備的考察－プロローグ－新たな教育実践への素描、福島大学教育学論集（教育・心理）、第62号、1997年、p.89-98
- (4) C.H.Kempe et al. "The Batfered Child Syndrome" Journal of American Medecal Association, 181p.17, 1962,)
- (5) 西澤 哲：子どもの虐待と被虐待児への臨床心理的アプローチ（CAPテキストブックNo.10）、子どもの虐待防止センター1997、p11-p13.
- (6) 西澤 哲：子どもの虐待－子どもと家族への

治療的アプローチ、誠信書房、1994年、

p.1-p.3

(7) 子ども虐待に関するケンプの報告もレントゲンの発達に伴った医学からのメッセージである点を見ると、いじめの発見もマスコミや教育改革などの政治的な動きだけでなく、子どもの権利条約の法的理念に止まらない見方がある。

(8) 上野加代子：児童虐待の社会学、世界思想社、1996年参照

(9) D.N.Jones編（鈴木敦子他訳）：児童虐待防止ハンドブック、医学書院、p.24（Understanding Child Abuse, 2nd Edition, Macmillan Press, 1987）

(10) 厚生省児童家庭局企画課監修子ども虐待防止の手引き編集委員会編：子ども虐待防止の手引き、1997 p.58

(11) 前掲、p.59

(12) 子どもの虐待防止センター：報告書1995年版、p.73を参照

(13) 日本総合愛育研究所：おとなの子どもへの不適切な関わり（Child maltreatment）、1996、p.5

(14) 前掲、p.30

(15) 虐待防止ネットワーク・機関の動向から、虐待防止についてのマニュアル作成や日常の活動とケアの位置づけをめぐる近年全国的に活動を展開するセンターや機関の動向から見てみる。厚生省児童家庭局では、ケースマネジメント事業として1997年に全国で北海道、栃木、神奈川県、愛知、大阪、山口、香川、北九州市の8つの児童相談所が実施した。オウム真理教の子どもへの虐待事件を契機に子どもの権利擁護サービスシステムの整備が期待されることとなった。同時に施設ケア概念の変容が児童福祉法の改正や児童家庭サービス事業の推進によりはじまったといえるが、行政施策面での整備が未整備であることから、民間ベースの活動が先行する地域と官製ベースが先行する地域によって足なみはそろっていないのが現状である。

(16) 子どもの虐待防止センター：報告書、1993年、p.31

（図表－相談者別に見た重症度）

人（％）

	合計	生命の危険あり	重 度	中等度	軽 度	虐待の危険	不 明
全 体	638 (100.0)	2 (0.3)	23 (3.6)	63 (9.9)	351 (55.0)	165 (25.9)	34 (5.3)
被害待児	53 (100.0)	— (0.0)	6 (11.3)	15 (28.3)	25 (47.2)	— (0.0)	7 (13.2)
虐待者	502 (100.0)	— (0.0)	11 (2.2)	25 (5.0)	302 (60.1)	150 (29.9)	14 (2.8)
虐待者の配偶者	32 (100.0)	— (0.0)	1 (3.1)	8 (25.0)	13 (40.6)	7 (21.9)	3 (9.4)
目撃者	51 (100.0)	2 (0.3)	5 (9.8)	15 (29.4)	11 (21.6)	8 (15.7)	10 (19.6)

(17) （重症度の判定基準より）

重症度を左右するものとして以下のことがあげられる。子どもが病弱であること。よく泣く。手がかかる。きょうだいと年齢が接近している。きょうだいに障害がある。育児知識の不足。夫の理解がない。近所つきあいがうまくできない。神経質な親。利用できる社会資源がない、など。（子どもの虐待防止センター：報告書1995年版、p.74-p.76を参照）

(18) A.ミラー：魂の殺人、新曜社、1983年、および：沈黙の壁を打ち砕く、新曜社、1994年を参照

(19) 児童福祉法研究会編：児童福祉法成立資料集（上）、ドメス出版1978年、p.212-p.213

(20) 前掲、p.600

(21) 前掲書：おとなの子どもへの不適切な関わり、p.30

(22) 前掲p.31

(23) 坂井聖二：子供の虐待と放置－小児科医の役割、子どもの虐待防止センター（CAテキストブックNo.3）、p.14

(24) 前掲、p.18-p.19

(25) 今日の日本における児童福祉から児童家庭福祉の動向の中で、児童保護における環境とケアの位置についてイギリス児童法を手がかりに検討する必要がある。

(26) 高橋重宏：ウェルフェアからウェルビーイングへ、川島書店、1994、p.89。



- 27) 栃木県小児虐待防止ネットワーク：栃木県小児虐待実態調査報告書、1995年、p.17
- 28) 柳澤正義監修：子ども虐待－その発見と初期対応（財団法人母子衛生研究会）、1997年、p.78-p.80
- 29) オンタリオの児童虐待の取り組みについて、Childerns Aid Society：CAS（日本での児童相談所に相当）によれば1992年度は2553件の虐待報告があったという。カナダでは1982年ごろ性的虐待が社会的にクローズアップされ、1984年にそれまでの児童福祉法を改正して「子ども家庭サービス法」（Child and Family Services Act）とした。その特徴は、子どもや家庭の人権侵害を守るために、CASを経由して裁判所が最終判断を下すシステムを築いていること。CASは通報後5日以内に州裁判所に報告し、子どもの処遇のあり方や親権剥奪ないし親権一時停止の判断を仰ぐこと。不利になりがちな子どもの弁護士料の公費化や裁判所以外の子どもの人権を守る代弁擁護機関の設置について定めている。
- 30) 「キーパーソン」の重要性を論じるときに、地域の誰もが共同主体であるという視点が重要になる。
- 31) Peter Randall:A COMMUNITY APPROACH TO BULLYING,Trentham Books,p.77-p.104
- 32) 学校の家族主義批判や家父長的構造の問題指摘の中でこれまであまり指摘されなかったこととして今後、社会的我が子観や子どものネグレクト意識からの追求が必要になる。
- 養護施設から日本の現状が見える、恒友社
- ・児童虐待防止制度研究会（編）：子どもの虐待防止－最前線からの報告、朱鷺書房、1993年
  - ・奥山眞紀子他編：子ども虐待防止マニュアル、ひとなる書房、1997年
  - ・ジル・ウイルソン（松村京子訳）：子どもの虐待をなくすために、東信堂、1998年
  - ・竹中哲夫他編：子どもの世界と福祉、ミネルヴァ書房、1996年
  - ・ストロース、M、A他：閉ざされた扉のかけで－家族間の愛と暴力、1980、新曜社
  - ・山本和郎：コミュニティー心理学。東京大学出版会、1986
  - ・児童養護研究会編：養護施設と子どもたち、朱鷺書房、1994年
  - ・平湯真人編：施設でくらす子どもたち、明石書店、1997年
  - ・井垣章二：児童虐待の家族と社会、ミネルヴァ書房、1998年
  - ・女性ライフサイクル研究所編：子ども虐待の防止力を育てる、京都・法政出版、1997
  - ・森田ゆり編：ノーといえる子どもに、童話館出版、1995年
  - ・東京都福祉局子ども家庭部計画課編：子どもの虐待防止マニュアル、1995年、p.38
  - ・大阪府児童虐待対策検討会議：被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル、1990年
  - ・日本総合愛育研究所子ども家庭サービス教育・研究ネットワーク編：子ども家庭施策の動向（別冊「発達」21）、ミネルヴァ書房、1996

#### （付 記）

本研究は文部省科学研究費補助金による研究課題「いじめの対処と指導に関する開発的・実践的研究（研究種目：基盤研究(B)課題番号09410070）の一環である。

#### ＜参考文献＞

- なお、本論においての参考文献は以下の通りである。
- ・池田由子：児童虐待の病理と臨床、金剛出版、1975年
  - ・斉藤学編：児童虐待（危機介入編）、金剛出版、1994年
  - ・浅井春夫（編）：子どもの虐待シンドローム－

A Study of the Care Treatment to the Bullying Environment  
A point of view :The Bullying As Abuse Environment

nobuhiro SUZUKI

This paper presents relations between bullying and abuse for environment.

Effective strategies for addressing the bullying need to be predicated upon the basic values that infuse both the letter and the spirit of the Convention on the Rights of the Child.

Example; Article19: "all appropriate legislative, administrative, social and educational measures to protect the child from all forms of physical or mental violence, injury or abuse, neglect or negligent treatment, maltreatment or exploitation, including sexual abuse, while in the care of parents, legal guardians or any other person who has the care of the child" .

Article39: "all appropriate measures to promote physical and psychological recovery and social reintegration of a child victim of: any form of neglect, exploitation, or abuse; torture or other form of cruel, inhuman or degrading treatment or punishment ; or armed conflict" .

Anti-bullying strategies in school and community is central to concept and practices of empowerment and it is necessary that care staff.